

「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 129件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ49件、電子メール7件、持参73件

4 意見の分類及び件数

意見総数 233件

(1) 学級の編制及び職員に関する基準

・学級の編制 . . . 55件

・職員 . . . 56件

(2) 設備に関する基準

・園舎及び園庭 . . . 83件

(3) 運営に関する基準

・食事の提供 . . . 1件

・食事の提供の特例 . . . 37件

(4) その他 . . . 1件

5 意見の内容と本市の考え方

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目		意見の概要	件数	本市の考え方
学級の 編制及 び職員 に関する 基準	学級の 編制	<ul style="list-style-type: none"> ・1学級の園児数は30人以下を原則とすべきではないか。 ・学級の園児数を3歳児25人以下、4・5歳児は30人以下とすべきである。 ・1クラス20人位にすべきである。 	55件	<p>条例を制定するということは、公立のみならず、民間設置者も包括することとなり、それぞれがその水準の向上努力を行える最低の基準とさせていただいているところです。本件の基準について、条例の水準を上げた場合には保育室不足を生み、その解消に向け更なる保育室の整備が必要となる等といった問題も考えられるため現在の国の基準を本市の基準と考えます。</p>
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の基準を下回らない人員を配置してほしい。 ・職員配置を0歳児3人につき1人、1・2歳児は5人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児は20人又は25人につき1人とすべきである。 ・こども園には調理員を各施設に必置とすべきである。 	56件	<p>幼保連携型認定こども園における教育及び保育に直接従事する職員の数等職員に関する内容は、教育及び保育の提供内容の面でも職員の労働環境の面からもより手厚い職員配置基準とするといったより高い水準が望ましいと考えますが、現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況、本市の財政状況、保育士確保の問題等諸般の事情を考慮した場合、現在の国の基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねていくという、これまでの保育所における職員配置等の考え方と同様にすることが適切と考えます。</p>
設備に 関する 基準	園舎及 び園庭	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎は、2階建て以下と規定すべきである。 ・保育室等の設置は2階以下とすべきである。 ・新設の場合の園舎は2階建て以下とすべきである。 	83件	<p>現行の保育所の基準を踏まえ、一定の要件を満たす場合には2階、3階以上も可とする考え方を基本とし、園舎は必ず耐火建築物を義務づけるなど保育所の基準より厳しいものと考えています。しかし、災害時の対応として、保育室等を3階以上にも設置可とすることはやめるべきという多くのご意見を真摯に受け止めており、園舎の高層化や保育室等の高層階設置については、認可申請があ</p>

				った場合において事前に、避難訓練等による乳幼児の安全対策が十分か検討及び確認する等、認可事務において慎重に対応を行います。
運営に関する基準	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市独自で「食育」の観点から食材の地産地消を推奨している点は高く評価できる。 	1件	食育という観点で園児への地域理解（自然、食文化、産業等の理解等）を深め、新鮮な食材を用いた給食の提供により、食を通じた健全育成を図るため、地元産の農産物等の使用を推進します。
	食事の提供の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理方式による給食を提供し、調理室の設置を義務つけるべきである。 ・食事の提供は自園調理方式により実施すべきである ・外部搬入の規定は削除すべきである。 	37件	幼保連携型認定こども園における食事提供についても、基本的に保育所と同様、保育を必要とする子どもに該当する園児に対しては自園調理による提供を原則とすることとし、併せて、調理室や調理員も置くことを原則としています。ただ、幼保連携型認定こども園は、保育所と異なり0歳児から2歳児までの受入れがない施設設定も可能なため、満3歳以上の子どもに対する給食について、外部搬入を認めますが、その場合にも、アレルギー児やアトピー児への対応への配慮等一定の要件が満たされている等の例外事項として認可申請時に体制整備を確認して対応します。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・保育の目標や指針の設定をしっかりとすべきである。 	1件	国から幼保連携型認定こども園教育・保育要領が示され、本市においても0歳児から5歳児までの子どもの人格的、社会的、認知的な育ちを保障し、小学校教育への円滑な接続も考えた一貫した市立こども園カリキュラムを策定中であります。

「奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 70件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ11件、電子メール5件、持参54件

4 意見の分類及び件数

意見総数 157件

(1) 第1章 総則

- ・家庭的保育事業者等の一般原則 . . . 1件
- ・保育所等との連携 . . . 1件
- ・家庭的保育事業所等と非常災害 . . . 1件
- ・食事の提供の特例 . . . 4件

(2) 第2章 家庭的保育事業

- ・設備の基準 . . . 17件
- ・職員 . . . 21件

(3) 第3章 小規模保育事業

- ・小規模保育事業の区分 . . . 35件
- ・設備の基準（A型） . . . 18件
- ・職員（A型） . . . 26件
- ・職員（B型） . . . 8件
- ・設備の基準（C型） . . . 7件
- ・職員（C型） . . . 9件

(4) 第5章 事業所内保育事業

- ・設備の基準（利用定員が20人以上） . . . 7件

(5) その他

- . . . 2件

5 意見の内容と本市の考え方

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項 目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 総則	家庭的保育事業者等の一般原則 ・一般原則の必要な設備・構造設備の規定に関して、「設けなければならない」はあいまいであり、国の基準に準ずることなく、独自に具体的に内容を決めて基準を作って欲しい。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。
	保育所等との連携 ・保育所との連携も、例外を認めず、奈良市独自に努力義務や目標でなく必須の基準として欲しい。	1件	本市におきましては、山間部等の連携施設（認定こども園、幼稚園または保育所）がない地域も今後想定されるため、例外措置として連携施設の確保はこの限りでないとしていただいております。市街地などにおきましては、原則遵守と考えております。
	家庭的保育事業所等と非常災害 ・避難や消火の基準も努力目標のようにあいまいにせず、必須とすべきである。	1件	法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。
	食事の提供の特例 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）においても自園給食とし調理員を配置して欲しい。	4件	家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、食育推進やアレルギー対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くこととしております。ただし、特例の条件としまして、食事提供の責任を家庭的保育事業者等にあることを明確にしたうえで、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約が確保されていること等、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能とし、その際には調理員の配置は不要としています。自園調理を行わない場合であっても、食育の推進やアレルギー児の対応

				の確保については、認可申請時等に体制整備等を確認し、慎重に対応することとし、適時指導に努めたいと考えています。
第2章 家庭的保育事業	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1階設置とし、2階建て以下の建物にして欲しい。 	17件	<p>事業を行う上では、園児の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、本市職員が必ず現場に赴いて、施設・設備が基準に適合しているか、安全対策は十分確認検討し、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。</p>
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業の保育従事者は、保育士のみにして欲しい。 ・家庭的保育事業職員の複数配置賛成。 	21件	<p>家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、市が実施する研修を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p> <p>調理員の配置につきましては、上記食事の提供の特例における市の考え方を参照下さい。</p>
第3章 小規模保育事業	小規模保育事業の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・A型のみにして欲しい。 ・C型をなくして欲しい。 	35件	<p>B・C型につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、家庭的保育事業等については、市が実施する研修を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p>
	設備の基準(A型)	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建て以下の建物にして欲しい。 ・保育室設置は、2階以下にして欲しい。 ・保育室階数の見直しをして欲しい。 	18件	<p>事業を行う上では、園児の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、本市職員が必ず現場に赴いて、施設・設備が基準に適合しているか、安全</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 調理室設置 		<p>対策は十分確認検討し、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。</p> <p>小規模保育事業におきましては、調理設備の設置が求められており、定員が19名と小規模であるので、自園調理は、その設備で補えるものと考えております。</p>
	職員(A型)	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務委託は削除して、自園調理方式の給食とし調理員は2人以上置くべきである。 保育士配置基準の見直し。 「おおむね」という文言削除。 	26件	<p>B型の職員につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、家庭的保育事業等については、市が実施する研修を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p> <p>保育士配置基準につきましては、現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況、本市の財政状況、保育士確保の問題等諸般の事情を考慮した場合、現在の国基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねてまいります。</p> <p>調理員の配置につきましては、上記食事の提供の特例における市の考え方を参照下さい。</p> <p>途中入所児童の対応や職員の欠勤等により、やむを得ず基準を一時的に満たせないことも想定されるため、「おおむね」とさせていただいております。</p>
	職員(B型)	<ul style="list-style-type: none"> 保育従事者は、保育士のみにして欲しい。 	8件	
	設備の基準(C型)	<ul style="list-style-type: none"> 保育室設置は、2階以下にして欲しい。 	7件	<p>事業を行う上では、園児の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、本市職員が必ず現場に赴いて、施設・設備が基準に適合しているか、安全対策は十分確認検討し、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様な</p>

				スペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。
	職員(C型)	・保育従事者は、保育士のみにして欲しい。	9件	<p>家庭的保育者は、保育の質の確保のため、本市におきましては、国を上回る基準として保育士のみとしておりますが、家庭的保育補助者につきましては、現状の待機児童解消の課題と保育士不足の状況を鑑み、家庭的保育事業等については、市が実施する研修を受講した者についても保育可能とします。しかしながら、将来的に課題が解決されていく中では、保育士の資格を有する者で配置を考えていくことも検討します。</p> <p>調理員の配置につきましては、上記食事の提供の特例における市の考え方をご参照下さい。</p>
第5章 事業所内保育 事業	設備の 基準(利 用定員 が20人 以上)	・2階建て以下の建物にして欲しい。	7件	<p>事業を行う上では、園児の安全確保が最も重要であり、施設の認可に際しては、本市職員が必ず現場に赴いて、施設・設備が基準に適合しているか、安全対策は十分確認検討し、適時指導に努めたいと考えております。本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、国基準を本市の基準と考えます。</p>
その他		<p>・防災に関して地域・関連機関との連携、非常用物資の備蓄など独自基準を設けて欲しい。</p> <p>・給与基準を上げ保育の質を高めて下さい。</p>	2件	<p>法令、国の通知等を踏まえて、指導してまいります。そのうえで、今後、本市として必要と判断する事項については、独自基準等の作成を検討してまいります。</p>

「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月20日（金）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

3 意見の募集結果

受付件数 25件

提出方法別 郵送0件、ファクシミリ8件、電子メール1件、持参16件

4 意見の分類及び件数

意見総数 31件

第1章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

- ・内容及び手続きの説明及び同意 . . . 6件
- ・利用者負担額等の受領 . . . 25件

5 意見の内容と本市の考え方

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

項目	意見の概要	件数	本市の考え方
第1章 特定教育・保育施設 の運営に 関する 基準	<p>内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>・保育所入所については、保護者と保育所の関係ではなく、市の保育実施責任を明記すること。入所選考についても、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき市が行うことを明記すること。</p>	6件	<p>児童福祉法第24条において規定されている市の保育の実施義務については、子ども・子育て支援新制度においても引き続き定められております。</p>
	<p>利用者負担額等の受領</p> <p>・私立保育所の保育料は市が徴収する旨を明記すること。</p> <p>・教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について上乗せ徴収を可能とする規定については、特に必要がある対価の内容が不明確であり、各種のオプション料金としてのものならば低所得者の負担が大きくなり、また施設間の競争が激しくなることにもつながるため、一定の制限を設けるか、削除すること。また、特定保育所以外でも、質の向上に係る上乗せ徴収については、市の同意を必要とすること。</p> <p>・また特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用につき上乗せ徴収を可能とする規定に関して、当該経費は公定価格の保育材料費に含まれるべき費用であり、保護者負担とするべきでない。</p>	25件	<p>子ども・子育て支援法の附則第6条第4項において、「私立保育所に保育費用の支払いをした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする」とされています。</p> <p>保育料以外の実費徴収、いわゆる上乗せ徴収については、現行と同様に認められるものとなります。その中には公定価格に含まれているものもありますが、公定価格で賄うことができない部分につき、施設に徴収することを認めるものです。額や徴収理由をあらかじめ開示して保護者に説明し、同意を得た上で行うと定められており、施設の判断によっては徴収しないことも可能です。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、保護者が自ら判断し、自らの希望により施設を選択し、直接契約するものとされていますが、私立保育所に関してのみは、児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法附則第6条において、当分の間、現状と変わらず市が入所決定を行い、保育料を徴収するものとされているため、上乗せ徴収についても市の同意を必要としているものであります。</p>